

「川辺町民の歯と口腔の健康づくり推進条例（案）」意見募集結果

「川辺町民の歯と口腔の健康づくり推進条例（案）」の策定に向け、原案に対する意見募集を行いました。結果は、以下のとおりです。

ご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1. 意見募集期間

令和2年12月23日（水）から令和3年1月22日（金）まで

2. ご意見の提出状況

意見提出者数 1名

3. 提出されたご意見と町の考え方

以下のとおり

No.	該当箇所	ご意見（要約）	対応（町の考え方）
1	第4条 第6条 第7条	町、歯科医療等業務従事者等、教育関係者、保健医療関係者及び福祉関係者の行うことがすべて努力義務になっていますが、法的制裁の有無に関わらず、町の姿勢を示すためにも、義務規定にしたほうがいいのではないのでしょうか。	歯と口腔の健康づくりは、健康の保持増進や健康寿命の延伸に重要な役割を果たすことから、重点的に取り組むべき事項であることを理解しており、歯科保健に携わる者はそれぞれ、各法のもとに計画を策定し、取り組みを行っています。 現時点では、法においても努力義務であるため、今後法改正に柔軟に対応していくとともに、各従事者が連携し、地域の実状に応じて効果的な歯科口腔保健施策の実施に努めます。